

衆議院小選挙区の区割り改定について

平成29年7月5日
在サイパン領事事務所

一票の較差を可能な限り少なくするため、関連法令の改正により、衆議院小選挙区の区割りが改定されました。新しい小選挙区の区割りは、平成29年7月16日（法令施行日）以降に実施される衆議院総選挙から適用されます。日本での最終住所地（注1）により、投票対象の小選挙区が変更となっている可能性がありますので、以下をご参照の上、十分ご注意ください。

（注1）在外選挙人名簿登録申請時の国内最終住所地。本籍地の場合もあります。

1 小選挙区の区割りが改定された19都道府県選挙区は次のとおりです。

詳細は総務省ホームページ関連部分（以下リンク）をご参照ください。

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/shu_kuwar_i/shu_kuwar_i_3.html

北海道 1区, 2区, 4区, 6区, 10区, 12区

青森県 1区, 2区, 3区, 4区

岩手県 1区, 2区, 3区, 4区

宮城県 1区, 3区, 4区, 5区, 6区

福島県 3区, 4区

埼玉県 1区, 2区, 3区, 5区, 13区, 15区

千葉県 4区, 13区

東京都 1区, 2区, 3区, 4区, 5区, 6区, 7区, 8区, 10区, 11区, 12区, 13区, 14区, 16区, 17区, 19区, 21区, 22区, 23区, 24区, 25区

神奈川県 7区, 8区, 9区, 10区, 13区, 14区, 16区, 18区

愛知県 6区, 7区, 12区, 14区

三重県 1区, 2区, 3区, 4区, 5区

大阪府 1区, 2区, 4区

兵庫県 2区, 5区, 6区, 7区

奈良県 1区, 2区, 3区, 4区

愛媛県 1区, 2区, 4区

福岡県 2区, 3区, 5区

長崎県 2区, 3区, 4区

熊本県 1区, 2区, 3区, 4区, 5区

鹿児島県 1区, 2区, 3区, 4区, 5区

2 在外選挙人証の再交付申請について

（1）今回の改定により小選挙区が変更となった方は、ご自身の在外選挙人名簿登録がない小選挙区の候補者に誤って投票し、投票が無効になるという事態（注2）を避けるため、在外選挙人証に

記載されている衆議院小選挙区の記載を訂正するために、在外選挙人証の再交付申請を行うことをお勧めします。（ただし、再交付申請を行わなくても、投票することは可能です。）

（注2）例えば、在外選挙人証に記載されている小選挙区が「〇〇第1区」であり、今回の改定により「〇〇第2区」に変更となった場合、在外選挙人証の記載どおり「〇〇第1区」の候補者に投票すると、『無効票』となります。

（2）申請手続き

●再交付申請に必要な書類

- ・お手持ちの在外選挙人証
- ・在外選挙人証再交付申請書（当事務所に備え付け（Web サイトからダウンロードも可能））

●申請方法

当事務所窓口書類を提出するか、又は当事務所宛に書類を郵送してください。

郵送先：P. O. Box500407, Saipan MP 96950, U. S. A.

●再交付申請手続きの詳細・申請書のダウンロードについては以下のリンク先をご参照ください。

- ・手続き詳細：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>
- ・再交付申請書ダウンロード：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/pdfs/shinsei05.pdf>

3 在外選挙人登録

（1）海外から日本の国政選挙へ投票するためには、あらかじめ在外公館で在外選挙人名簿の登録申請を行い、事前に在外選挙人証を取得しておく必要があります。在外選挙人証をお持ちの方は、国政選挙だけでなく、国民投票にも投票できます。

（2）投票方法は、当事務所での在外公館投票、郵便等投票、日本国内における投票の3つの方式があり、在外選挙人はいずれか一つを選択して投票することができます。

（3）登録資格は満18歳以上の日本国民で、北マリアナ諸島に引き続き3か月以上居住していること。在外選挙人登録は当事務所にて行うことができますので、当事務所までお越し下さい。申請は本人申請だけでなく、同居家族等による申請も可能です。

在外選挙制度や在外選挙人登録に必要な書類などについては以下のリンク先をご参照ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html>